

京都市交通局管理規程 3-7（京都市交通局職員の職及び職種に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成 17 年 8 月 8 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 3 条中第 2 項を削り，第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この改正規程は，公布の日から施行し，平成 17 年 8 月 3 日から適用する。

（交通局企画総務部総務課）